

公債費負担適正化計画

平成 19 年 9 月策定
平成 20 年 9 月見直し
平成 21 年 7 月見直し
平成 22 年 7 月見直し
弥彦村

■公債費負担適正化計画策定の経緯

平成 18 年度より地方債許可制度が廃止され、協議制へと移行しました。これに伴い、従来の起債制限比率に一定の見直しを行った新たな指標＝**実質公債費比率**を用いて、起債制限等を行うこととされました。実質公債費比率が 18%を超える団体は、村債発行の時県知事の許可が必要となり、許可を受けるには実質公債費比率を計画的に下げていく「公債費負担適正化計画」の策定が必要となります。

弥彦村は、実質公債費比率の3ヵ年平均が 19.1%となっており（平成 18 年度決算）、起債許可団体となったことから、実質公債費比率の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため、平成 19 年度から平成 26 年度までの「公債費負担適正化計画」を策定しました。

●起債制限比率とは

普通会計分の公債費（借金）から公債費分の地方交付税に算入された金額を差し引いた値を、村の標準的な収入から同じく地方交付税で措置される公債費を差し引いた値で割った数値です。

- 15%以上 ⇒ 公債費負担適正化計画の策定
- 20～30%未満 ⇒ 一般単独事業債等一部の起債を制限
- 30%以上 ⇒ 災害復旧等を除き原則許可しない

●実質公債費比率とは

起債制限比率に企業会計（下水道）への公債費に対する繰出金、一部事務組合（燕・弥彦総合事務組合等）の公債費に対する負担金、社会福祉法人等が施設整備のために借入れた資金の元利償還金に対する負担金（債務負担行為）を加えて計算したもので、村全体の公債費の割合を示すものです。

- 18%未満 ⇒ 県と事前協議をした上で同意を得られれば原則自由に起債できる
- 18～25%未満 ⇒ 従来どおり許可を得ての起債となり、公債費負担適正化計画の策定が必要となるが起債に制限はない
- 25%以上 ⇒ 一部の起債に制限がかかる

■実質公債費比率が高くなった要因

弥彦村の実質公債費比率は、平成 17 年度決算が 16.4%だったのに対し、平成 18 年度決算では 19.1%と 2.7 ポイントの上昇となりました。

これは、実質公債費比率を算出する際、平成 17 年度は公債費に準ずる債務負担行為の利子分のみを加えていたのに対し、平成 18 年度では元金分も加えることとなったためです。（平成 17 年度の算出方法で計算すると、平成 18 年度の実質公債費比率は 16.9%）このため、弥彦村に限らず全国のほとんどの自治体で比率が上昇しています。

■実質公債費比率の将来推計（今後発行が予定される起債を含む）

		計画策定 前年度 (平成18年度)	計画策定 年度 (平成19年度)	計画策定 第2年度 (平成20年度)	計画策定 第3年度 (平成21年度)	計画策定 第4年度 (平成22年度)	計画策定 第5年度 (平成23年度)	計画策定 第6年度 (平成24年度)	計画策定 第7年度 (平成25年度)	計画策定 第8年度 (平成26年度)
①	公債費充当一般財源額	299,789	302,296	317,303	307,360	308,527	301,361	310,019	282,575	265,577
②	①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源額									
③	満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当する額									
④	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	280,983	283,357	285,230	284,530	274,905	257,532	248,341	245,819	241,807
⑤	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	85,729	89,732	73,649	75,308	51,806	24,571	15,377	8,095	8,397
⑥	公債費に準ずる債務負担行為	65,235	79,162	76,512	73,140	71,252	70,465	69,186	68,350	47,180
⑦	一時借入金の利子									
⑧	地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	137,982	155,222	148,456	153,386	160,576	164,258	165,050	160,221	154,311
⑨	準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	208,132	205,745	214,903	213,291	195,125	174,742	163,690	160,917	157,086
⑩	標準財政規模等	2,394,221	2,420,069	2,427,354	2,512,589	2,512,589	2,512,589	2,487,589	2,487,589	2,487,589

⑪	実質公債費比率 (単年度)	18.8%	19.1%	18.9%	17.4%	16.3%	14.5%	14.6%	13.1%	11.6%
⑪	実質公債費比率 (3カ年平均)	16.4%	19.1%	19.1%	18.9%	18.4%	17.5%	16.0%	15.1%	14.0%

●実質公債費比率の計算式

$$\frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} - \text{⑧} - \text{⑨})}{(\text{⑩} - \text{⑧} - \text{⑨})}$$

■実質公債費比率の将来推計の数値説明

①公債費充当一般財源

既往債と今後発行する予定の地方債（第5次総合計画に基づく地方債）償還額を計算。特定財源として公営住宅使用料、地域総合整備資金事業貸付金収入等を控除

④公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

下水道事業の収支計画書から算出

⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金

燕・弥彦総合事務組合及び西蒲原福祉事務組合の償還計画に基づき算出

⑥公債費に準ずる債務負担行為

平成22年7月現在で設定しているすべての債務負担行為について算出

⑧地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額

平成22年度交付税算定台帳より算出

⑨準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額

平成22年度交付税算定台帳より算出

⑩標準財政規模等

平成19年11月に給湯を開始した湯神社温泉による経済活性化や矢作住宅団地の開発による税収増が見込まれるが、景気の低迷が続く現在の状況を考慮し、国の経済対策が講じられている平成23年度までは平成22年度と同額とし、平成24年度以降は、交付税を平成20年度程度に減額の上算出した

■弥彦村の財政指数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入総額	3,669,157	3,422,395	3,603,013	4,066,522
歳出総額	3,437,530	3,304,481	3,465,015	3,847,981
実質単年度収支	22,939	△86,057	15,405	167,515
経常収支比率	82.9	86.2	81.0	83.3
実質公債費比率	19.1	19.1	18.9	18.4
起債制限比率	8.6	7.8	7.5	7.1
財政力指数	0.473	0.483	0.482	0.476
積立金	382,820	392,175	372,520	444,301
財政調整基金	320,000	330,000	330,100	400,000
減債基金	26,300	26,400	12,569	12,700
その他特定目的基金	36,520	35,775	29,851	31,601
地方債現在高	3,242,403	3,115,804	2,949,140	2,911,710

- 経常収支比率が平成18年度に上昇したのは、一部事務組合に対する負担金や下水道事業会計に対する繰出金の増が大きな要因となっています。起債制限比率は下がっていますが、企業会計への繰出金や債務負担行為が加わるため実質公債費比率は上昇しています。地方債残高は、平成13年度より普通交付税の一部が臨時財政対策債に振替えられていること、保育園整備事業やまちづくり交付金事業に係る地方債が増えたことなどから増加していましたが、新規の起債額を抑制することにより近年は減少しています。

■今後の方針等

- ①毎年度の決算によって実質公債費比率が確定するので、計画どおり抑制できているか検証し、翌年度以降の事業計画の見直しを図りながら適正に管理していく。
- ②歳入の確保対策として、利用者が個別に受ける便益や程度及び負担能力等を十分に考慮し、使用料及び手数料、減免基準を見直し、適正な受益者負担を求める。また、遊休資産については、売却処分を行う。
- ③歳出の抑制対策として、事務事業の整理合理化を検討し、効果的・効率的な行政運営に努め、コスト縮減を図る。また、「第3次定員適正化計画」に基づいた職員数の削減と職員の新陳代謝を図り、人件費の抑制に努める。
- ④地方債を発行する際は、その年度の公債費を上回ることをしないようにする。また、交付税算入のないもの、算入率の低い地方債は、極力発行しない。
- ⑤一部事務組合の起債事業については、その必要性、負担割合を構成市町村で十分協議した上で実施する。
- ⑥下水道事業について資本費平準化債を発行し、公債費の平準化を図り、繰出金の抑制を行う。
- ⑦平成19年度以降の国策での公債費負担の軽減対策（補償金免除繰上償還）を活用し、既往債に係る高金利分については繰上償還、または低金利なものへの借換えを検討し後年度の利息軽減を図り、実質公債費比率を減少させていく。

以上のことを目標とし、財政の健全化を図ります。